

平成27年9月15日
中国電力健康保険組合

災害により被災された被保険者の皆さまへ（お知らせ）

平成27年台風第18号等による大雨により、茨城県、栃木県及び宮城県の一部地域において甚大な被害が発生し、災害救助法が適用されました。被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

健康保険においては、健康保険法第75条の2および第110条の2により、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、医療機関等に対し医療費の一部負担金等を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金等の徴収猶予または減免などの措置をとることができると規定されております。

当健康保険組合では、震災、風水害その他の甚大な自然災害により住宅等が著しい損害を受けた方に対しまして、医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担金等を減免する措置を設けています。

被災された被保険者の皆さまのうち、一部負担金等の減免を希望される場合は、申請方法についてご説明いたしますので、当健康保険組合までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、被災により被保険者証（いわゆる保険証）を紛失・滅失された場合は、「被保険者証再交付申請書」により再交付の手続きをお願いいたします。この場合、お手元に被保険者証が届くまでの間は、医療機関等の窓口において、氏名・生年月日・勤務する事業所名をお申し出いただくことにより保険診療を受診できることを申し添えます。

以上

一部負担金等の減免に係る取扱いの概要（減免の対象や期間など）については、当健康保険組合のホームページ（http://www.energia-kenpo.or.jp/jinsei/12_01.html）へ掲載しておりますので、減免を希望される方は、併せてご確認ください。

中国電力健康保険組合
代表電話：082-544-2844